

8 月上旬号  
2017 年

# 国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<h2>国民年金</h2>	<p>こくみんねんきん 国民年金</p>
<p>在此之前, 领取老龄年金需要交满 25 年以上的缴纳期间, 根据法律的修改, 领取资格缩短为 10 年的缴纳期间。 另外, 即使是缴纳期间未满 10 年的人, 只要与合算对象期间(保险费免除期间)加在一起合计 10 年以上, 也属于符合领取资格。 合算对象期间虽然可以作为领取资格期间, 但是不包含在年金额的计算之内。 【合算期间对象例】 64 岁之前得到了永住签证或是取得了日本国籍的在日外国人来日之前的期间, 及在 1981 年 12 月之前在日本的日本人从来日开始的这段时间 ※以上均为限于 1961 年 4 月以后的满 20 以上 60 岁未 满的期间。</p>	<p>これまで、老齢年金を受けるには、納付期間が原則25年以上必要でしたが、法律改正により、受給資格を得るための納付期間が10年に短縮されます。 また、納付期間が10年に満たない方でも、合算対象期間とあわせて10年以上あれば、受給資格を満たすことになります。 合算対象期間は受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には含まれません。 【合算対象期間の例】 64歳までに永住許可を受けたまたは日本国籍を取得した在日外国人である(あった)期間で昭和56年12月までの期間 ※昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間に限ります。</p>
<p>询问处: 日本年金机构「年金专线电话」 TEL 0570-05-1165 東大阪年金事務所 TEL 06-6722-6001 国民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先: 日本年金機構「ねんきんダイヤル」 ひがしおおさかねんきんじむしょ 東大阪年金事務所 こくみんねんきんか 国民年金課</p>

<h2>(特別) 儿童抚养津贴</h2>	<p>とくべつ じどうふようてあて (特別) 児童扶養手当</p>
<p>领取儿童抚养津贴的人, 请在 8 月 31 日(周四)之前递交现状调查表, 领取特别儿童抚养津贴的人, 请在 9 月 11 日(周一)之前递交收入状况调查表。对象者会收到记载有受理日期和指定场所的「通知」, 请带好所需资料务必在下记时间・场所办理手续。没有递交调查表的人, 8 月以后将被停止支付, 还也有可能丧失受理资格, 请注意。 【周一~周五的受理】(除去节日) ◆8 月 1 日(周二)~16 日(周三) 9:00~17:00 (14 日(周一)・15 日(周二) 19:00 为止) = 市政府大楼 1 楼多目的大厅 ◆8 月 17 日(周四)~9 月 11 日(周一) 9:00~17:30 = 市政府大楼 2 楼国民年金課 【周六・周日的受理】 ◆8 月 13 日(周日) 9:00~16:00 = 市政府大楼 1 楼多目的大厅 ◆8 月 26 日(周六) 9:00~16:00 = 市政府大楼 2 楼国民年金課</p>	<p>じどうふようてあて うち にかた げんきょうとどけ がつ にち もく 児童扶養手当を受けている方は現況届を8月31日(木)までに、 とくべつじどうふようてあて うち にかた しょうじょうきょうとどけ がつ にち 特別児童扶養手当を受けている方は所得状況届を9月11日 (月)までに提出してください。対象者には、お知らせを送付して いますので、必要書類を持って、下記の日時・会場に必ず届出 にお越してください。届出がないと、8月以降の手当が受けられない だけでなく、受給資格もなくなる場合があります。 【月曜日~金曜日の受付(祝休日を除く)】 ◆8月1日(火)~16日(水)9時~17時 (14日(月)・15日(火)は19時まで) = 市役所本庁舎1階多目的ホール ◆8月17日(木)~9月11日(月)9時~17時30分 = 市役所本庁舎2階国民年金課 【土・日曜日の受付】 ◆8月13日(日)9時~16時=市役所本庁舎1階多目的ホール ◆8月26日(土)9時~16時=市役所本庁舎2階国民年金課</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先: 国民年金課</p>



<h3>为单亲家庭设置相談窗口</h3>	<p>ひとり親家庭のための相談窓口を開設</p>
<p>8月1日(周二)~16日(周三)之间,在市政府大楼1楼多目的大厅办理交付儿童抚养津贴现状调查表手续。在此期间还另外设置给予单亲家庭综合性援助相談窗口。为解除平常的担心之事、细小的疑问等,请务必利用。</p> <p>◆场所:市政府大楼1楼多目的大厅</p> <p>◆相談内容:就业相談、法律相談、单亲家庭的普遍问题相談</p> <p>根据相談内容,日期各不相同。有关详细情况请按下記电话咨询。</p>	<p>8月1日(火)~16日(水)の間、市役所本庁舎1階多目的ホールで子ども家庭課より児童扶養手当届の受付が行われます。この期間に、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口を開設します。</p> <p>日頃気になっていることや些細な疑問などの解消に、ぜひご利用ください。</p> <p>◆場所:市役所本庁舎1階多目的ホール</p> <p>◆相談内容:就業相談、法律相談、ひとり親家庭一般相談</p> <p>相談内容により、日時が異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。</p>
<p>询问处:儿童家庭課 TEL 06-4309-3194/FAX 06-4309-3817</p>	<p>問い合わせ先:子ども家庭課</p>

<h3>已寄出高齢者保険証</h3>	<p>高齢受給者証を送付</p>
<p>根据2016年的所得收入重新评估了自我负担比例的新保険証(绿色)已在7月中旬寄出。有効期限到2018年7月31日。8月份开始去医院看病时,请向挂号处同时出示新的高齢者保険証和国民健康保険証。详细内容请向下記询问处咨询。</p>	<p>平成28年分所得に応じて自己負担割合を見直した新しい受給者証(緑色)を7月中旬に送付しました。有効期限は来年7月31日です。8月から保険証といっしょに医療機関の窓口にて提示してください。詳しくは下記へお問い合わせください。</p>
<p>询问处:資格支付課 TEL 06-4309-3167/FAX 06-4309-3306</p>	<p>問い合わせ先:資格給付課</p>

### 乳腺癌(乳房X射线)検査

場所	時間	申請方法
東保健センター	9月25日(周一) 9:30~ 9/25(月) 9:30~	30人(按申請先后順序) 8/1(周二)开始电话申請 30人(申込先着順) 8/1(火)から電話で
中保健センター	9月28日(周四) 13:00~、13:30~、14:00~ 9/28(木) 13:00~、13:30~、14:00~	35人(按申請先后順序) 8/1(周二)开始电话申請 35人(申込先着順) 8/1(火)から電話で
市政府荒川庁舎(前教育委員会) 市役所荒川庁舎(旧教育委員会)	9月14日(周四) 9:30~、10:00~、10:30~ 9/14(木) 9:30~、10:00~、10:30~	30人(按申請先后順序) 8/9(周三)开始电话或直达到西保健センター申請 30人(申込先着順) 8/9(水)から西保健センターへ電話または直接

- ◆対象:2017年4月1日时满40岁以上偶数年齢的女性或是持有免费优惠券的人
- ◆費用:800日元
- ※持有后期高齢者医療被保険証或是高齢領取者証の人免费。另外,領取生活保護的人或是市市民税为非課税家庭的人请事先向保健センター領取免费受診券。
- ◆携帯物:問診票,市的癌診察受理証,健康手冊,浴巾
- ◆対象:対象:平成29年4月1日現在、40歳以上の偶数年齢的女性または無料クーポン券対象者
- ◆料金:800円
- ※後期高齢者医療被保険者証または高齢受給者証をお持ちの方は無料。なお、生活保護受給者または市民税非課税世帯の方は事前に保健センターで無料受診券の交付を受けてください。
- ◆持ち物:問診票、市がん検診受診証、健康手帳、バスタオル

申請・询问处:東保健センター TEL 072-982-2603 / FAX 072-986-2135  
 中保健センター TEL 072-965-6411 / FAX 072-966-6527  
 西保健センター TEL 06-6788-0085 / FAX 06-6788-2916

申込み・問い合わせ先:東保健センター / 中保健センター / 西保健センター

